

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名

被告 久和 進 外4名

令和2年（ワ）第216号 違法行為差止請求事件

5 原告 和田廣治 外6名

被告 水谷 和久

第9 準備書面

—善管注意義務及び忠実義務に関する主張の補充及び求釈明の申立て—

10

2020年11月30日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

15

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

第1 はじめに

1 本件は、会社法360条による株主の差止請求権が行使された事案である。

20

差止請求の対象は原子炉の運転継続行為及びそれに付随する行為であり、専門性の高い業務執行行為について、被告ら取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無が争点となっている。

2 本訴訟における適正かつ迅速な審理を実現するため、以下、原告らは、これ

25

までの主張書面を敷衍して、被告らが負う善管注意義務及び忠実義務の具体的内容を明示するとともに、当該義務違反に関連する具体的な反論及び客観的資料の提出を被告らに対して求める。

(1) 本件において、原告らは、一般の株主に過ぎず、本件の善管注意義務及び

忠実義務違反で問題となる、北陸電力、被告らにおける調査審議及び判断という、会社内部で行われる一連の事実経過について、その具体的内容を知る立場にはない。一般株主に過ぎない原告に対して善管注意義務及び忠実義務違反に関してあまりにも厳格な主張立証を求めれば、本件のような取締役の行為が問題なる場面では、一般の株主が会社の内部事情、支配領域に属する事由を解明しなければならないことになり、会社内部の事実経過や専門的な業務執行行為の全容をあらかじめ解明できないときには、常に取締役らの法令違反行為を放任する結果となりかねない（なお、福島第一原子力発電所の事故をめぐり、東京電力の旧経営陣の刑事責任が問われた裁判（東京地判令和元年9月19日判時2431・2432合併号5頁）では、東京電力では、取締役会、常務会にとどまらず、「御前会議」と呼ばれる会議、つまり、社長、原子力・立地本部本部長、同本部副本部長、原子力発電所長等の幹部陣が出席し、原発の地震や津波などに対する対策などが諮られた会議の存在が明らかにされ、その審議内容も問題となっているところ、北陸電力においても同様に、取締役らの業務執行に関する判断に至るまでの間に、外部からはその詳細が窺い知れない、複数の内部審議を経ていることが推認される。）。このような事態は、会社法が多数派ではない一般の株主にも差止請求権を認めた趣旨に反し、到底許されるものではない。

以上の点を考慮すれば、今回の原告らの善管注意義務及び忠実義務の主張は、その具体的内容を明らかにするものであり、証明主題を提示するものとして必要十分というべきである。被告らや北陸電力の主張するような探索的訴訟活動にはあたらない。

- (2) そして、関連して提出を求める客観的資料については、医療過誤訴訟におけるカルテ、画像資料、看護記録等の医療記録と同様、基本かつ重要な資料である。それらの資料につき、被告ら及び北陸電力において速やかな開示を行わなければ、本訴訟における適正かつ迅速な審理は到底期待できるもので

はなく、一方で、取締役らが業務執行行為にあたり合理的な判断に基づいているのであれば、容易に提出することが可能な資料であると考えられる。

さらに、被告ら自身、善管注意義務及び忠実義務の内容について、「社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらの意見を信頼して業務の執行にあたる場合には、特段の事情がない限り、代表取締役としての会社に対する前記義務は尽くされていると解するのが相当である。」（東京高判平成11年3月25日判例時報1686号33頁）などと主張しているところ、求釈明事項は、まさに被告らが、「社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえ」たのか、「それらの意見等を尊重し」たのか、「これに依拠して業務を執行」したのか、を判断するために不可欠な事項である。被告らにおいては、自身の主張に沿って、具体的な回答をされたい。

本訴訟においては、これまで、被告ら及び北陸電力は原告らの求釈明に対して実質的な回答や資料の提出を避けているが、これは、訴訟において真実を曇らせて勝訴を求めようとする訴訟活動である言わざるをえず、保護に値するものではない。

3 以下、被告らが負う善管注意義務及び忠実義務の内容を詳述し、関連する具体的な釈明を求める。

第2 原発事故のリスク

1 福島第一原発事故の原因が未解明であること

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

福島第一原発事故は、訴状及び準備書面3で述べたとおり未曾有の被害を

もたらし、東京電力ですらその自力で損害を賠償することが不可能であった。同様の事故が発生すれば、半径20～30キロメートルが年単位で立入を禁止され、半径200キロメートルにわたって放射性物質をばらまき、北陸電力の全資産をもってしても賠償しきれない大きさの損害が発生させ、ひいては会社に回復しがたい損害が発生させる。よって、同様の事故は絶対に発生させてはならない。

福島第一原発と基本構造を同じくする本件原発で同様の事故が発生しないと言えるためには、福島第一原発事故の原因が解明されていることが必要である。また、一部構造が異なるとしても、原発のどの構造・どの部分に事故原因があるのかが究明されていなければ、「構造が異なるから福島第一原発事故の原因は本件原発には当てはまらない」とは断言することはできない。そこで、福島第一原発事故の原因究明が不可欠である。

福島第一原発事故の原因を調査・検証した組織には、東電事故調、民間事故調、国会事故調、政府事故調、学会事故調、原子力規制庁がある。それぞれ、事故調査報告書を発表している。また、個人の専門家が独自に、福島第一原発事故の原因を分析した論文を発表している（甲33～35。以下、甲33を「田中光彦論文」、甲34を「伊藤良徳論文」及び甲35を「木村俊雄論文」という。）。

これらの中には、地震動により全交流電源が喪失した可能性、地震動により再循環ポンプが破断した可能性、地震動により1号機IC配管が破断した可能性を指摘するものがある。すなわち、崩壊熱を出し続ける核燃料を冷やすための電源や装置が津波ではなく地震動により機能しなくなったり、圧力容器の冷却水を通す配管が地震動により破断し冷却水が格納容器の中や外に漏れ出したりした可能性がある。

しかも、福島第一原発に生じた地震動は、基準地震動 S_s とほぼ同程度であったにもかかわらず、上記の施設損壊の可能性が指摘されているのである。

そこで、地震動により重要な施設が損壊した可能性に関する上記指摘を踏まえ、そのような機能不全や破断が実際に生じたのかどうかを解明しておく必要がある。しかし、それらはまだ解明されていない。

以上より、被告らには、

- 5
- ① 国会事故調の事故調査報告書や専門家の論文を基に、地震動により電源盤が破損したり配管が破断したりした可能性がないかどうかを十分に分析し、
 - ② 本件原発で同様の事故が発生しないかどうかを検証し、
 - ③ 同様の事故を発生させないための対策を講じる
- 10 べき注意義務がある。

(2) 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- 15
- ① 地震動により電源盤が破損したり配管が破断したりした可能性がないかどうかを検討したか。いつ検討したか。
 - ② 国会事故調報告書、田中光彦論文、伊東良徳論文、木村俊雄論文は検討したか。いつ検討したか。
 - ③ ②の結果、①をどのような理由でどのように結論づけたか。いつ結論
- 20 づけたか。
- ④ 本件原発で福島第一原発と同様の事故が発生しないかどうかを検討したか。いつ検討したか。
 - ⑤ 検討の結果、どのような理由でどのように結論づけたか。いつ結論づけたか。

25 2 福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

ア 福島第一原発事故による被害 1（命と生活）

福島第一原発事故では、1800平方キロメートルが汚染地域に指定され、半径20～30キロメートルの地域が立ち入り禁止とされ、それらの地域に居住しまたは営業していた人々は、地域外への避難を強いられた。

5

あれから9年が経過した2020年3月時点でも、福島第一原発から30キロメートル離れた場所（飯館村）まで帰還困難区域とされて立ち入りが禁止されている。多数の人々が、住む場所と生業を奪われたのである。

10

震災関連死は、福島県が群を抜いて多く2250人に達し、18歳以下の甲状腺がんの疑いが指摘されている。

イ 福島第一原発事故による被害 2（汚染施設・汚染土壌・汚染水）

また、福島第一原発では、1号機から3号機のいずれもまだ使用済み核燃料の取り出しがなされていない。燃料デブリの状態もまだ調査中であり、事故処理に長期間と莫大な費用がかかる。

15

汚染土壌はフレコンバッグに入れられ、総量2200万袋が、仮置き場約1100カ所及び現場保管場所約13万7000カ所に置かれている（甲37）。

汚染水はくみ上げが間に合わず海に漏れたものがあり、くみ上げて処理した汚染水113万トン、1000基を超えるタンクに貯蔵されている（甲38）。あと2年でタンク容量が一杯となり、いよいよ海に放出することが検討されはじめた。

20

ウ 予想される損害賠償額

公益財団法人日本経済研究センター資産では、福島第一原発事故による損害は80兆円と見積もられている。海外では730兆円との試算もある。

25

エ SPEED Iによる放射性物質飛散シミュレーション

本件原発で事故が発生した場合の放射性物質の飛散シミュレーション（甲39）では、放射性物質が偏西風に乗って富山県高岡市や射水市に達することが予想されている。

5 オ 事故と損害額の想定なくして稼働なし

本件原発でどのような事故が発生するのかを想定し、その想定事故によりどの程度の被害を与え、どの程度の損害賠償をしなければならなくなるのかを試算しなければ、本件原発を再稼働させるべきかどうかを判断できないはずである。

10 カ 原子力安全協定等

北陸電力は、石川県及び志賀町との間で原子力安全協定を締結している。この協定に基づき北陸電力には、本件原発で事故が発生した場合には事故に関する情報を石川県及び志賀町に提供する義務がある。

キ 善管注意義務及び忠実義務の内容

15 以上より、被告らには、

① 本件原発でどのような過酷事故が発生する可能性があるのかを想定・分析し、

② 想定した事故毎に、事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況、住民の避難予想、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害
20 等を検証する

べき注意義務がある。

(2) 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出と
25 あわせて回答されたい。

① 本件原発でどのような過酷事故が発生する可能性があるのかを検討した

か。

- ② いつ検討したか。どのような資料に基づいて検討したか。
- ③ 検討した結果、どのような結論となったか。
- ④ 想定した事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況、住民の避難予想、
5 地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を検討したか。
- ⑤ S P E E D I の飛散シミュレーションの内容、石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。
- ⑥ 上記⑤の検証により、原子力防災計画（避難計画）の問題点を把握した
10 か。その計画により避難が遅れたまたは非難できなかった住民がどれほど発生し、どれほどの損害が発生するかを試算したか。
- ⑦ 上記④ないし⑥はいつ検討・検証したか。どのような資料に基づき検討・検証したか。
- ⑧ 検討した結果、どのような結論となったか。いつ結論づけたか。

3 原発事故のリスク評価

15 (1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

訴状記載のとおり、福島第一原発事故の損害額は約 2 2 兆円乃至 8 0 兆円
超と試算されているが、これは最悪シナリオがぎりぎりのところで回避され
た結果であり、原発事故の平均的な被害額は 5 . 9 兆ユーロ（約 7 3 0 兆円）
という試算もある一方、原子力損害賠償責任保険による賠償措置額は 1 2 0
20 0 億円にとどまっている。本件原発においてひとたび重大事故が発生すれば、
純資産約 1 . 5 兆円の北陸電力が簡単に破綻する規模の回復することができ
ない損害が生ずるおそれがあることは明らかである。

したがって、被告らは、本件原発の再稼働の是非を判断するにあたって、
重大事故の発生確率を検討する義務があるというべきである。

25 (2) 求釈明

ア 被告ら及び北陸電力は、原告らの重大事故の発生確率に関する求釈明

(第4準備書面第1・1)に対し、PRA(確率論的リスク評価)モデルの高度化を継続して実施中であり、福島第一原発事故を踏まえた各種安全対策により、出力運転時、停止時のいずれのPRAモデルにおいても、炉心損傷頻度が大幅に低減したことを確認していると主張するのみ

5

で(準備書面(2)第1・1)、具体的な発生確率を明らかにしていない。
乙第37、38号証から、出力運転時及び停止時のPRAモデルにおける炉心損傷頻度(CDF)は読み取れるが、格納容器機能喪失頻度(CFF)は読み取れない。

乙第7号証によれば、今後の取り組みとして、「外部事象PRAモデルの整備」が挙げられており(8頁)、外部事象、すなわち、地震、津波、火山、竜巻等の自然現象及び航空機落下、火災、テロ等の外部人為事象のいずれについても確立論的リスク評価が実施されていないことが疑われる。

10

イ そこで、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。

15

検討内容及び検討時期について、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

① 出力運転時及び停止時の各PRAモデルにおける本件原発の格納容器機能喪失頻度(CFF)

② 外部事象PRAモデルにおける本件原発の炉心損傷頻度(CDF)及び格納容器機能喪失頻度(CFF)

20

4 他の原子力事業者の原発事故によるリスク

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

ア 東京電力が所有する福島第一原発事故は、東京電力のみならず原発を所有する他の電力会社の株価も急落させ、多大な損害を与えた。

大手10電力会社の株価の推移は、下記のとおりである。

25

	2011年1月4日(始値)	2020年1月6日(始
--	---------------	-------------

		値)
東京電力	1 9 9 4 円	4 6 2 円
中部電力	2 0 1 5 円	1 5 2 2 円
関西電力	2 0 1 8 円	1 2 5 0 . 5 円
中国電力	1 6 6 8 円	1 4 2 6 円
北陸電力	2 0 0 8 円	7 8 4 円
東北電力	1 8 2 1 円	1 0 7 2 円
四国電力	2 4 1 0 円	1 0 5 8 円
九州電力	1 8 3 8 円	9 4 0 円
北海道電力	1 6 7 2 円	5 2 3 円
沖縄電力	1 2 4 8 . 3 円	1 9 1 3 . 3 円

上記のとおり，大手10電力会社のうち，原発を所有していない沖縄電力を除く9電力会社の株価は，福島第一原発事故後に大きく下落している。

株価に対する影響は，他にも考えられるものの，福島第一原発事故が東京電力以外の原発を所有する電力会社の株価にも多大な影響を与え，急落させたことは争いようのない事実である。北陸電力に至っては，福島第一原発事故前と現在の株価を比較すると60%以上も下落している。

イ 上記のとおり，福島第一原発事故は，北陸電力は本件原発の事故リスクを抱えるだけでなく，他の原子力事業者が所有する原発（日本国内に限らない。）が事故を起こした場合であっても株価の下落等を招くという意味で他の原子力事業者が所有する原発の事故リスクも抱えていることを明らかにした。今後，福島第一原発事故と同様の重大事故が発生したときは，本件原発を所有する北陸電力も多大な影響を受け，福島第一原発事故発生後と同様又はそれ以上の株価の下落を招くことになるし，また，重大事故に至らない事故であっても株価の下落を招くおそれは高い。このように他

の原子力事業者が事故を起こした場合に株価の下落等を招くリスクは、北陸電力が本件原発の再稼働を断念しない限り付いて回るリスクであると考えられる。

原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会が算定した国内の原発の重大事故発生実績に基づく評価によれば、福島第一原発1、2及び3号機の事故を3事故として評価した場合、重大事故の発生頻度は500炉年に1回となり（甲10）、これは、50基の原発で計算すれば、10年に1回重大事故が発生する計算となる。日本国内の原発の重大事故のリスクに限っても、このように多大なリスクを、北陸電力は、本件原発の再稼働を断念しない限り抱えることになる。

したがって、被告らは、本件原発の再稼働の是非の判断にあたって、他の原子力事業者の原発が事故を発生させるリスク及びこれが北陸電力に与える影響を検討する義務があるというべきである。

ウ 原子力事業は、斜陽産業であり、東芝は、米国での原子力事業で巨額の損失を計上し、債務超過に転落した。同じように海外で原子力事業を推進していた日立製作所も英国の原子力事業からの撤退を発表した。

このような時流を読まずに未だに本件原発の再稼働に固執し続ける被告らの姿勢は、北陸電力の株式に対する投資を阻害する要因ともなっている。

(2) 求積明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の積明を求める。検討内容及び検討時期について、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- ① 他の原子力事業者の原発の事故発生確率。
- ② 他の原子力事業者の原発事故が北陸電力に与える影響。

5 本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

5 訴状5頁で主張した通り、直下の活断層は、たとえ地震の揺れが大きくなくても、地表に大きなずれを生じさせ、原発施設の機能を喪失させるおそれがあるため、新規制基準も将来活動する可能性がある活断層のない地盤に安全上重要な施設を設置することを求めている。

この点、原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」は、本件原発の敷地内のS - 1、S - 2及びS - 6断層について、いずれも活動性を否定できないとする評価書を取りまとめている（甲16）。

10 これに対し、被告ら及び北陸電力は、3名の専門家の意見を根拠として活動性がないとしている。

しかし、専門家の意見が分かれていること自体、活断層の可能性が否定できないことの証左といえる。そして、本件原発直下の断層が活断層にあたるか否かは、本件原発におけるシビアアクシデントのリスク判断や、本件原発の設置が許されるか否かに関わる重要な問題であり、活動性がないと判断
15 されてなければ、本件原発の稼働は認められるべきではない。

したがって、被告らの善管注意義務及び忠実義務の内容として、本件原発敷地内の断層が活動性のない断層であることを確認する義務がある。

(2) 求釈明

20 上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

① 福島第一原発事故以後検討した追加調査の内容やその検討過程（検討段階から実施まで外された項目等がある場合はその理由）。

25 ② 本件原発敷地内の活断層に関し、専門家へ意見聴取をした時期、被告らにおいて活動性がないと判断した時期、その判断に至るまでの検討過程や

判断の根拠。

- ③ 本件原発の真下で断層がずれた場合の施設に与える影響の検討の有無、内容。
- ④ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・同規則・その他の新規制基準の内容に関する検討の有無。
- ⑤ 有識者会合の意見ではなく、3名の専門家の意見を採用とした根拠。
- ⑥ 有識者会合のメンバー及び北陸電力が挙げる上記専門家以外の専門家の意見について、検討の有無及び内容。
- ⑦ 敷地内断層や富来川南岸断層等の周辺断層の活動性に関する渡辺満久教授（東洋大学）の見解、意見に対する検討の有無及び内容。

6 使用済み核燃料プールの危険性

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容

本件原発の運転により発生する使用済み核燃料は、原子炉停止後に原子炉より取り出された後、水中で移送されて使用済み核燃料プールに貯蔵される。使用済み核燃料は、高温の崩壊熱を発生し続けているから、使用済み核燃料プール内で冷やし続けられ、かつ、大量の放射性物質を含有しているから、これを閉じ込められなければ、放射性物質が環境中に放出されてしまう。

実際、福島第一原発事故では、原子炉だけでなく、使用済み核燃料プールの冷却機能も喪失したことで、非常に高い崩壊熱を発していた使用済み核燃料を冷やすことができなくなり、使用済み核燃料プールにおいても燃料が損傷し、大量の放射性物質が放出される危険に曝された。その上、福島第一原発4号機では、原子炉建屋が爆発により大破し、使用済み核燃料プールが外部に露出する事故に至った。

また、使用済み核燃料プールは、原子炉とは異なり、格納容器の外にあり、原子炉建屋にしか囲われていない。そして、原子炉建屋は、格納容器とは比べ物にならないくらい脆く、格納容器には事故時に圧力障壁となり、放射性

物質の拡散に対する最終障壁を形成する機能があるのに対し、原子炉建屋にはこのような機能はなく、過酷事故に至った場合の「閉じ込める」機能は全く期待できない。このように使用済み核燃料プールは、格納容器のような堅牢な施設に囲われていないことから、例えば、以下のような竜巻、テロ等が発生した場合に、原子炉建屋のみによって使用済み核燃料プールひいては使用済み核燃料を守れるという保証は全くない。

したがって、被告らの善管注意義務及び忠実義務の内容として、本件原発の使用済み核燃料プールに生じうる危険性を調査し、その危険性を除去するための対策を講じる義務がある。

10 (2) 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- 15 ① 福島第一原発事故を踏まえ、本件原発の核燃料プールに危険が生じる可能性のある事象（自然災害やテロ等）としてどのようなものを検討したか。検討したのであれば、その事象に対してどのような対策を講じたか。
- 20 ② 福島第一原発の事故を踏まえ、本件原発の使用済み核燃料プール、使用済み核燃料プール冷却施設及び計装計について、耐震性を上げるための工事をしたか否か。耐震性を上げるための工事をしたのであれば、その時期と内容。
- ③ 福島第一原発の事故後、使用済み核燃料プールの安全性を維持（メンテナンス）していくための対策として、原発の運転経験のある技術者を雇い入れたか否か。雇い入れたとすれば何人雇い入れたのか。
- 25 ④ 再処理工場へ搬出する見通しが立っていない現状において、本件原発内で保管する使用済み核燃料が増え続けることが予想されるが、保管する核燃料が増加することに対し対策を検討したか否か、検討したのであれ

ばどのようなリスクを想定し、どのような対策を講じたのか（あるいは講じる予定なのか）。

第3 原子力発電事業に要するコストについて（回収の見通しが立たない膨大なコスト）

1 善管注意義務及び忠実義務の内容

(1) 北陸電力は、電力会社という営利企業であることから、また社会インフラである電力供給を担っていることから、事業が破綻するような事態は許されない。特に北陸電力は、純資産が約1.5兆円に過ぎず、原子力発電施設を有する電力会社9社の中で最も経営規模が小さいことから、原子力発電事業を行うに当たっては、他の電力会社以上に、そのコストや採算について、慎重に検討しなければならない。

(2) そして、原子力発電事業に要する費用については、福島第一原発事故を受けて、安全対策費用や廃炉に要する費用など、その金額が大きく増大している。

したがって、福島第一原発事故後においても原子力発電所の再稼働を検討する場合には、その取締役である被告らは、善管注意義務及び忠実義務の内容として、福島第一原発事故及びその後の状況を経験した電力会社経営者が有すべき知験に基づき、原子力発電事業に要する費用・コストについて、様々な場合を想定したうえで、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などの客観的・専門的な資料に基づき、再稼働する場合や撤退する場合の損益予測を厳密に検討する義務を負うことになる。

(3) このような福島第一原発事故後においても原子力発電所の再稼働を検討する電力会社の取締役が負う善管注意義務及び忠実義務が果たされているか否かを検討する際には、特に次の点が重要である。すなわち、「使用済み核燃料の処分に関する検討が十分になされているか」（後述「2」），

「安全対策等に要する費用に関する検討が十分になされているか」（後述「3」），「再稼働又は撤退する場合の損益予測に関する検討が十分になされているか」（後述「4」），である。以下，これらの点について述べる。

5 2 使用済み核燃料の処分に関する検討

(1) 使用済み核燃料の処分方法を検討する必要性

ア 本件原発から発生した使用済み核燃料は，その敷地内の核燃料プールに保管されている。被告の準備書面(2)によれば，当該核燃料プールの貯蔵容量は，本件原発が継続的に運転できた場合には，本件原発1号機では約10年，本件原発2号機では約16年で，上限に達する状況にある。

そして，被告らは，使用済み核燃料の処分について，中間貯蔵施設への搬出は予定しておらず，日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」という。）において再処理する予定であると主張する。

15 イ しかし，六ヶ所再処理工場については，そもそも運転に向けた準備段階でトラブルが続出し，運転開始予定が20回以上も延期されており，すでに当初予定よりも10年以上遅れている状況にある。現在は2022年度上期に竣工予定とされているが，これも予定どおりにいくとは考えにくい。

20 ウ また，六ヶ所再処理工場は，使用済み核燃料の最大貯蔵容量が3,000トン，年間最大再処理能力は800トン（40年間の稼働計画のもと累計処理数量として32,000トンが見込まれている。）と予定されているところ¹，2019年時点における日本国内で貯蔵されている使用

¹ 日本原燃 HP「再処理事業の概要」参照。
(<https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/cycle/summary/>)

済み核燃料は18,000トンにまで達している。

さらに、六ヶ所再処理工場は、福島第一原発事故以前より日本全国から使用済み核燃料を受け入れており（年間500トン以上の年もあった。）、運転前の現在において、既に累積受入れ量が3,000トンを超している状況にある²。

このとおり、六ヶ所再処理工場は、たとえ完成して運転が開始されたとしても、その貯蔵容量、処理能力のいずれの点からも早期に限界を迎えるであろうことが容易に予想される。そうなった場合、本件原発から出た使用済み核燃料を受け入れない可能性が相当高いといえる。

エ さらに、福島第一原発事故後、高速増殖炉もんじゅの利用計画は破綻（もんじゅは廃炉が決定した。）し、現在稼働しているプルサーマル炉も僅かであり、再処理後のMOX燃料の用途も乏しい状況にある³。

すなわち、六ヶ所再処理工場での再処理が開始されたとしても、処理後のMOX燃料の用途が乏しいことから処理能力が最大限発揮されるとは考えられず、結局、再処理工場ないし日本国内で貯蔵される使用済み核燃料も大きく減少するとは考えられない。この点、経済産業省資源エネルギー庁においても、使用済み核燃料の貯蔵容量は深刻な問題とされており、官民一体で取り組んでいかなければならない課題とされている（脚注1参照）。

(2) 善管注意義務及び忠実義務の内容

経済産業省資源エネルギー庁 HP 「『使用済燃料』のいま～核燃料サイクルの推進に向けて」参照。

(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/shiyozuminenryo.html>)

² 日本原燃 HP 「再処理工場の運転情報（日報）」 「使用済燃料の受入れ状況（2020年10月末現在）」参照。（<https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/cycle/daily/spent-fuel.html?20201124>）

³ 原子炉から出る使用済燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた燃料を「MOX燃料」といい、現在の原子力発電所（軽水炉）で使う計画を「プルサーマル計画」という。プルサーマル計画に用いられる原子炉を「プルサーマル炉」という。

5 以上の状況を踏まえれば、福島第一原発事故後においても再稼働を検討するのであれば、被告ら取締役は、善管注意義務及び忠実義務として、六ヶ所再処理工場が計画通りに稼働しない場合、また、稼働しても本件原発にて発生した使用済み核燃料の全部又はその一部の受け入れを断られる場合、本件
5 原発の核燃料プールの容量が上限に達する場合を想定し、その対処方法及びその場合の費用について、具体的に検討する義務を負っている。

(3) 求釈明

10 被告ら取締役が上記の善管注意義務及び忠実義務を果たしているかを判断するために必要であるから、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- ① 使用済み核燃料を核燃料プールに保管する場合に要する1年間当たりの費用（現在の費用及び核燃料プールの容量が上限に達した場合の費用の両方）についての検討の有無及び内容。
- ② 六ヶ所再処理工場が計画通りに稼働しない場合、また、稼働しても本件
15 原発にて発生した使用済み核燃料の全部又はその一部の受け入れを断られる場合、本件原発の核燃料プールの容量が上限に達する場合、それぞれの対処方法及びそれに要する費用についての検討の有無及び内容。

20 なお、原告らは、第4準備書面第2第3項において、①と同旨の釈明を求めた。しかし、被告ら及び北陸電力は、準備書面(2)の回答において、なぜかこの点に対する回答を行わなかった。使用済み核燃料の処分先が決まらない場合には、最終処分場の候補地すら決まらない現状において、北陸電力において使用済み核燃料を数万年に渡り管理し続けなければならない場合も想定される。その費用を具体的に検討しているか否かは、被告ら取締役の善管注意義務及び忠実義務違反を判断するうえで非常に重要な事項であるから。そ
25 こで、本書面にて改めて釈明を求める。

3 安全対策等に要する費用に関する検討

(1) 安全対策費を検討する必要性

ア 新規制基準に応じた安全対策費について、被告らの回答（準備書面(2)参照）は、本件原発2号機については、特定重大事故等対処施設の費用を除いて、「1000億円台後半」とする。本件原発1号機については、
5 全くの未定であるとする。

イ しかし、他の原発での特定重大事故等対処施設の工事費用は膨大な金額となっている。すなわち、川内原発が約2200億円、玄海原発が約2400億円、高浜原発が約1300億円、大飯原発が約1300億円と見込まれている。

10 北陸電力は、純資産1・5兆円、原子力発電事業を行う電力会社の中で事業規模最小の電力会社であって、これら数千億円規模の設備投資は、まさに会社経営に深刻な影響を与えかねない、極めて重大な事項である。したがって、具体的な根拠資料などに基づかないどんぶり勘定は許されない。

15 (2) 善管注意義務及び忠実義務の内容

以上の状況を踏まえれば、福島第一原発事故後においても再稼働を検討するのであれば、被告ら取締役は、善管注意義務及び忠実義務として、新規制基準に応じた安全対策費及び特定重大事故等対処施設に要する費用について、その具体的な金額までは未定であったとしても、損益予測の前提となるおおよその金額については、具体的な根拠資料に基づいて検討する義務を負っている。
20

(3) 求釈明

被告ら取締役が上記の善管注意義務及び忠実義務を果たしているかを判断するために必要であるから、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。
25

① 本件原発2号機について、特定重大事故等対処施設に要する費用につい

て、試算の有無及び内容。

- ② 本件原発1号機について、安全対策費及び特定重大事故等対処施設に要する費用について、試算の有無及び内容。

4 再稼働又は撤退する場合の損益予測に関する検討

5 (1) 損益予測を検討する必要性

ア 北陸電力は営利企業であり、損益予測もなしに事業を継続することは許されない。ましてや、北陸電力の純資産は約1.5兆円で、その経営規模は原子力発電事業を行う電力会社の中で最も小さいことからすると、巨額の費用を要する原子力発電事業を継続するか否かについては、その
10 損益予測を厳密に行うことが、特に強く求められる。

そして、当初は採算が見込めると判断した事業であっても、その後の状況の変化に応じて採算の試算をやり直し、その結果、採算が見込めない状況となっている場合には、漫然と事業を継続することは許されず、事業からの撤退を判断しなければならない。

15 イ 本件原発においても、当然、40年間の運転期間において、どれだけの稼働率で、どれくらいの期間、運転すれば採算がとれるのかを厳密に検討しているはずである。

もし、採算について検討をしてない、又は具体的な資料に基づく検討にまで至っていないというのであれば、それは、巨額の費用を投じながら、
20 漫然と「運転ありき」の認識で事業を進めたことになり、電力会社の取締役求められる善管注意義務・忠実義務に違反していると言わざるを得ない。

ウ また、本件原発1号機が運転開始してから25年以上が経過した現在までに、東北地方太平洋沖地震による福島第一原発事故が最大のものであるが、原子力発電の安全性に関する数多くの転機が訪れ、安全対策費をはじめとする原子力発電事業にかかる費用も増額の一途をたどってきた。
25

原子力発電事業には巨額の費用が必要であることからして、当然、安全対策費等の費用が増額する都度、採算に関する試算をやり直しているはずである。もし、費用が増額になりながらも採算に関する試算をやり直していないのであれば、これもまた、巨額の費用を投じながら、漫然と
5 「運転ありき」の認識で事業を進めたことになり、電力会社の取締役
に求められる善管注意義務・忠実義務に違反していると言わざるを得ない。

エ なお、運転可能期間との関係で再稼働が見込める期間にかかる収支を考えた結果、利益を見込むことが困難である場合には、再稼働を断念する決断をすることが要請される。東北電力女川原発1号機や九州電力玄海
10 原発2号機について廃炉の判断がなされているのも、これらの原子力発電所を運転している電力会社の取締役らが運転可能期間と再稼働を見込める期間から収支の見込みを具体的に算定して検討した結果である。

福島第一原発事故後においても原発を再稼働させようというのであれば、被告ら取締役においても、まずは、具体的な資料に基づく損益予測につ
15 いて、具体的に検討しなければならない。

オ 現在、本件原発は、稼働していない状況で、年間約450億円もの維持費を要している。この金額は、北陸電力の純資産の約3%に相当する金額である。そして、再稼働を進める場合には、本件原発1号機、2号機のそれぞれに、新規基準に沿った安全対策費と特定重大事故等対処施設
20 の費用として数千億円規模の資金を要するというのであるから、その金額は、北陸電力の純資産額に比して、極めて大きな負担となる。

カ その一方、従前の運転状況に鑑みると、本件原発は、その運転開始から2012年度までの平均稼働率は50.8%に過ぎず、他の電力会社の
25 運転する原発と比較しても最低の稼働率といえる。このような状況では、万が一、再稼働したとしても、本当に投下した資金を回収することが
できるのか大いに疑問がある。

キ また、再稼働に向けては、本件原発1・2号機ともに、敷地内活断層の有無が最大の争点となっている。敷地内活断層の問題は、破滅的な原発事故につながり得る重大な問題であることから、規制委員会においても、その審査には大いに時間がかかると予想される。ましてや、本件原発2号機においては、有識者会合において活断層であることが否定できない旨の結論が出されており、この審査には、今後も大いに時間がかかることが確実である。そして、被告らの主張によれば、本件原発1号機は、本件原発2号機の審査が終了した後に、本格的に再稼働の準備に向けて取り掛かるというのであるから、その時期は更に遅れることになる。そうすると、もし万が一、再稼働できたとしても、運転できる期間はごくわずか、又はほとんど無いという状況も大いにあり得るところであり、この点からも、本当に投下した資金を回収することができるのか大いに疑問がある。

(2) 善管注意義務及び忠実義務の内容

以上の状況を踏まえれば、福島第一原発事故後においても再稼働を検討するのであれば、被告ら取締役は、善管注意義務及び忠実義務として、具体的な根拠資料に基づいて、再稼働又は撤退する場合の損益予測を厳密に検討する義務を負っている。

(3) 求釈明

被告ら取締役が上記の善管注意義務及び忠実義務を果たしているかを判断するために必要であるから、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- ① 本件原発1・2号機の採算について、福島第一原発事故以前の試算結果（稼働率、稼働期間、撤退時期を含む。）に関する検討の有無及び内容。
- ② 福島第一原発事故後の上記試算結果の変更に関する検討の有無及び内容。
- ③ 経済産業省作成の2014年度モデルプラントにおける発電コストと比較

した、本件原発1・2号機それぞれに固有の事情に関する検討の有無及び内容。

- ④ 福島第一原発事故後の本件原発固有の発電コスト及び他電源の発電コストの試算の有無及び内容（複数時期がある場合はすべて）。
- ⑤ 上記④の試算における本件原発の安全対策費の内訳。
- ⑥ 本件原発1・2号機において、再稼働を断念する条件（稼働期間、稼働率、発電コストなど）についての検討の有無及び内容。
- ⑦ 廃炉費用について、経産省令の計算方法に基づく引当金見積額以外に、本件原発固有の事情の基づいた廃炉費用額の検討の有無及び内容。
- ⑧ 本件原発にて発生した使用済み核燃料を六ヶ所再処理工場が引き受けてくれない場合の廃炉費用の検討の有無及び内容。

第4 再生可能エネルギー導入の機会損失

1 太陽光・風力の導入拡大について

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容等

ア 福島第一原発事故により、原発においては、極めて大きな損害をもたらすシビアアクシデントが発生する可能性があることが顕在化したこと及び再稼働に莫大な安全対策費を要すること等を踏まえれば、本件原発の再稼働の是非を判断するにあたっては、北陸電力の取締役である被告らの善管注意義務及び忠実義務として、原子力以外の電源の特性や内外のエネルギー動向等を踏まえて、再稼働の必要性を厳格に検討する義務があるというべきである。

イ 訴状（10～11頁）でも述べたとおり、太陽光・風力等の再生可能エネルギーは従来、エネルギー安全保障と環境面でメリットがあるものの、経済面では課題があったが、世界的には、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のあ

る電源となつてきており、それがさらなる導入につながる好循環が生じ、さらに、エネルギー等に関する持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国連での採択や、温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成を目指すとする「パリ協定」の発効により、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズの多様化とも相まって、再生可能エネルギーへの投資が強力にけん引されている。

特に太陽光・風力については、世界的に低コストで導入が拡大しているところ、世界では、既に2017年上半期の時点で、10円/kWh未満（風力は陸上風力）での事業実施が可能となっており（甲40の3頁）、我が国においても、事業用太陽光については、2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh（甲41の20頁）、陸上ないし着床式洋上風力については、2030年に運転開始する案件の平均的な発電コストで8～9円/kWh（同43頁）という、政府による各価格目標が設定され、その実現に向けた取り組みが進行している。

さらに、民間調査機関が2018年6月に公表したデータでは、日本の太陽光の発電コストについて、2025年に6.2円/kWh程度、2030年に5.1円/kWh程度（甲40の10頁）、同じく風力の発電コストについて、2030年に7.9円/kWh程度（同16頁）までそれぞれ低減することが見通されており、また、2017年度時点において、事業用太陽光及び陸上風力について、既に日本においても10円/kWh未満で事業が実施できている案件が存在することが、政府機関によって計算・報告されている（同7頁）

ウ 太陽光・風力のエネルギー安全保障や環境面でのメリットに加えて、以上のような世界及び我が国における低コスト化の進行状況からすれば、太陽光・風力へのエネルギーシフトをせずに、原発再稼働の方針をとること

の合理性はもはや失われたというべきである。

このことからして、被告らにおいて、太陽光・風力へのエネルギーシフトをせずに、本件原発を再稼働することに、経営上の合理性があるかという視点に基づく原発再稼働の必要性の検討を全く行っていないか、本件原発の再稼働ありきの杜撰な検討しか行っていないかのいずれかであることが強く推認される。つまり、被告らは、上記でいうところの原子力以外の電源の特性や内外のエネルギー動向等を踏まえて、本件原発の再稼働の必要性を厳格に検討する義務を果たしていない。

(2) 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

- ① 太陽光・風力のエネルギー安全保障や環境面でのメリット並びに世界及び我が国における低コスト化の進行状況等を踏まえて、太陽光・風力へのエネルギーシフトをせずに、本件原発を再稼働することの経営上の合理性の有無を検討したことがあるか及びあればその各時期と各内容。
- ② 過去10年間に行った当該各年から将来にわたる、北陸電力における太陽光・風力の発電コスト(kWh)の各試算内容。

2 水力の電源構成比率の高さについて

(1) 善管注意義務及び忠実義務の内容等

ア 上記福島第一原発事故後の原発をめぐる状況を踏まえれば、本件原発の再稼働の是非を判断するにあたっては、北陸電力の取締役である被告らの善管注意義務及び忠実義務として、北陸電力における原子力以外の電源の稼働状況やその特性等を踏まえて、再稼働の必要性を厳格に検討する義務があるというべきである。

イ 被告ら及び北陸電力は、「平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー

ギー基本計画においては、原子力発電について、『運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。』（乙7の19頁）とされている。」と主張する（答弁書27頁）。

5 エネルギー基本計画とは、「エネルギー政策基本法（2002年（平成14年）公布・施行）に基づき、エネルギー需給に関して総合的に講ずべき施策等について、関係行政機関の長や総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業大臣が案を策定し、閣議決定するもの。」であり（甲42の2頁）、ベースロード電源とは、「発電（運転）コストが、低廉で、
10 安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源」と定義され、例として「地熱、一般水力（流れ込み式）、原子力、石炭」が挙げられているところ（乙7の17頁）、地熱及び一般水力は、発電時に温室効果ガスを排出しない電源である。

そして、2014年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画を
15 踏まえて、経済産業省から、2015年7月に長期エネルギー需給見通しが示されている。

長期エネルギー需給見通しとは、「エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実
20 現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの」とされているものであり（甲42の2頁）、2018年7月に閣議決定された最新の第5次エネルギー基本計画においても、上記2015年7月に示された見通しが維持されている（乙7の2頁）。

そして、その2030年度の見通しでは、電源構成比率について、原子
25 力が約21%、水力が約9%の割合とされており、その合計は約30%となる（甲42の7頁）。

ウ 他方、北陸電力の2018年度の水力の電源構成比率は28%にも及んでおり（乙10の20頁）、2030年度まで、さらなる発電量拡大の目標も掲げられているところ（同18頁）、本件原発を再稼働しなくとも、実質的に、経済産業省が「あるべき姿」とするエネルギー需給構造を達成

5 することができる。

このことからして、被告らにおいて、水力が発電時に温室効果ガスを排出しないベースロード電源であり、現状、北陸電力における電源構成比率の30%近くを占めており、2030年度まで、さらなる発電量拡大も見込まれているという視点に基づく原発再稼働の必要性の検討を全く行っていないか、本件原発の再稼働ありきの杜撰な検討しか行っていないかのいずれかであることが強く推認される。つまり、被告らは、上記でいうところの、北陸電力における原子力以外の電源の稼働状況やその特性等を踏まえて、本件原発の再稼働の必要性を厳格に検討する義務を果たしていない。

10

(2) 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料の提出とあわせて回答されたい。

15

① 水力が発電時に温室効果ガスを排出しないベースロード電源であり、現状、北陸電力における電源構成比率の30%近くを占めており、2030年度まで、さらなる発電量拡大も見込まれていることを踏まえて、本件原発を再稼働しなくとも、実質的に、経済産業省が「あるべき姿」とするエネルギー需給構造を達成することが可能であるかを検討したことがあるか及びあればその内容。

20

② 北陸電力において原発を再稼働しない場合における2022年度及び2030年度の水力の電源構成比率の各見込み（乙10の18頁参照）。

25

第5 世論と北陸電力の社会的責任

1 善管注意義務及び忠実義務の内容

被告ら及び北陸電力は、原告らの世論と北陸電力の社会的責任に関する求釈明（第4準備書面第6）に対し、本件の争点とは関連性がない事項であるとして
5 回答していない（準備書面(2)第6）。

しかし、原告ら第8準備書面で主張したとおり、被告らは、公共性の高い電気事業を担う北陸電力の取締役として、特に原子力事業にあたっては、会社ないし株主の利益だけでなく、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分配慮した上で、本件原発の再稼働の是非を判断する義務を負う。

10 北陸電力は、「北陸電力の現状 2020（統合報告書ダイジェスト版）⁴」において、社会的に責任のあるエネルギー事業者として、ESG等の視点も考慮しながら事業を展開していきます」と述べている（5頁）。ESGとは、E
n v i r o n m e n t（環境）、S o c i a l（社会）、G o v e r n a n c e（企業統治）の略で、ESG評価の高い企業は、事業の社会的意義、成長の
15 持続性など優れた企業特性を持つとして、近年重要な投資指標ともなっているものである。特に北陸電力は、上記のとおり、社会的に責任のあるエネルギー事業者として、ESGを考慮することが社会的に要請されており、被告らがESGを考慮しないときは、北陸電力の企業価値を損なうことになる。

20 なお、北陸電力は、「北陸電力の現状 2019（統合報告書ダイジェスト版）⁵」において、2019年度ESG分野重要課題を掲げているが、この中に原子力に関連する取組みは、「原子力の情報公開」のみとなっており（28頁）、北陸電力も原子力事業の推進がESGに沿わないことを認めている。

2 求釈明

そこで、原告らは、被告らに対し、下記①乃至③の事実乃至主張について否

⁴ http://www.rikuden.co.jp/csr/attach/integratedreport_digest2020.pdf

⁵ http://www.rikuden.co.jp/csr/attach/integratedreport_digest2019.pdf

認乃至争う趣旨か、個別に明らかにすることを改めて求める。

- ① 北陸電力は、市民生活及び企業活動に欠かせない電気を供給する、北陸地方を代表する会社であること。
- ② 北陸電力は、世論を無視することはできないこと。
- ③ 北陸電力は、持続可能な開発を行うことが社会的責任として要請されること。

5

以 上